# 自動車道事業会計規則 （昭和三十九年運輸省・建設省令第三号）

#### 第一条（趣旨）

自動車道事業者の事業年度、勘定科目の分類、帳簿書類の様式その他の会計に関する手続は、この省令の定めるところによる。

#### 第二条（事業年度）

自動車道事業者の事業年度は、一年又は六月とし、その始期は、一年のものにあつては四月一日、六月のものにあつては四月一日及び十月一日とする。

#### 第三条（会計原則）

自動車道事業者は、次に掲げる原則によつてその会計を処理しなければならない。

* 一  
  その事業の経営成績及び財政状態について、真実な内容を表示すること。
* 二  
  すべての取引につき、正規の簿記の原則に従い、正確な会計帳簿を作成すること。
* 三  
  その事業の経営及び財政の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭りよう  
  に表示すること。
* 四  
  その他一般に公正妥当であると認められる会計の原則によること。

#### 第四条（勘定科目及び財務諸表）

自動車道事業者は、別表第一に定める勘定科目により会計を整理し、かつ、別表第二に定める様式により当該事業年度に係る財務諸表を作成しなければならない。  
この場合において、別表第二の明細表の事項以外に貸借対照表及び損益計算書の記載を補足する重要な事項があるときは、当該重要な事項の明細書を財務諸表として作成しなければならない。

##### ２

自動車道事業者は、貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、その変更の理由を記載した書類を作成しなければならない。  
ただし、変更が軽微であるときは、この限りでない。

# 附　則

##### １

この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

##### ２

自動車道事業会計規則（昭和二十七年運輸省・建設省令第二号）は廃止する。

##### ３

昭和三十九年三月三十一日の属する事業年度に係る会計の整理及び財務諸表の作成については、なお従前の例による。

##### ４

株式会社である自動車道事業者以外の自動車道事業者の会計の整理及び財務諸表の作成については、前項の規定による場合を除き、当分の間、別表第一に定める勘定科目及び別表第二に定める様式によらないことができる。

# 附則（昭和四二年七月三一日運輸省・建設省令第一号）

この省令は、昭和四十二年八月一日から施行する。

# 附則（昭和四五年四月一日運輸省・建設省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四六年五月一九日運輸省・建設省令第二号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び営業概況報告書について適用する。

# 附則（昭和五〇年二月一九日運輸省・建設省令第一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に存する自動車道事業者のこの省令の施行の日の属する事業年度に係る会計の整理及び財務諸表の作成並びに営業報告書の提出については、なお従前の例による。

# 附則（昭和五七年九月二九日運輸省・建設省令第三号）

##### １

この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の日前に終了する事業年度に係る会計の整理及び財務諸表の作成については、なお従前の例による。

##### ３

この省令の施行の日前に終了する最終の事業年度に係る貸借対照表に記載されている商法等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十四号。以下「改正法」という。）による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十七条ノ二に規定する引当金で、改正法による改正後の同条の規定により引当金として計上することができないものは、取り崩したものを除き、この省令の施行の日を含む事業年度に係る貸借対照表においては、資本の部中剰余金の款にその目的のための任意積立金として記載しなければならない。

# 附則（昭和六二年三月二七日運輸省・建設省令第一号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成四年一月一〇日運輸省・建設省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成六年三月二四日運輸省・建設省令第二号）

##### １

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

# 附則（平成六年九月二九日運輸省・建設省令第七号）

この省令は、平成六年十月一日から施行する。

# 附則（平成八年三月一九日運輸省・建設省令第一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの一年間に係る供用実績報告書の様式については、なお従前の例によることができる。

# 附則（平成一一年三月二九日運輸省・建設省令第四号）

##### １

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に開始した事業年度に係る会計の整理及び財務諸表の作成に関しては、この省令の施行後も、なお従前の例による。  
ただし、この省令の施行前に開始した事業年度に係る財務諸表のうちこの省令の施行後に作成するものについては、この省令による改正後の自動車道事業会計規則の規定を適用することができる。

##### ３

この省令による改正後の自動車道事業会計規則を適用して財務諸表を作成する最初の事業年度においては、当該事業年度よりも前の事業年度に係る法人税等調整額は、「前期繰越利益（前期繰越損失）」の調整項目として処理するものとする。

# 附則（平成一二年三月二八日運輸省・建設省令第六号）

##### １

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に開始した事業年度に係る会計の整理及び財務諸表の作成に関しては、この省令の施行後も、なお従前の例による。

# 附則（平成一四年三月二七日国土交通省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一四年九月三〇日国土交通省令第一〇五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十八号。以下この条において「改正法」という。）の施行前に開始した事業年度に係る会計の整理及び財務諸表の作成に関しては、この省令の施行後も、なお従前の例による。  
ただし、改正法の施行前に開始した事業年度に係る財務諸表のうちこの省令の施行後に作成するものについては、この省令による改正後の港湾運送事業会計規則の規定を適用することができる。

# 附則（平成一五年五月一三日国土交通省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年三月一六日国土交通省令第一七号）

##### １

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の建設業法施行規則、測量法施行規則、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則、宅地建物取引業法施行規則、自動車道事業会計規則、積立式宅地建物販売業法施行規則、港湾運送事業会計規則及び東京湾横断道路事業会計規則の規定は、平成十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る会計の整理又は書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

# 附則（平成一八年七月七日国土交通省令第七五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に終了する事業年度に係る会計の整理及び財務諸表の作成に関しては、この省令の施行後も、なお従前の例による。

# 附則（平成一九年三月二八日国土交通省令第二〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 第三条（自動車道事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

この省令の施行前に終了する事業年度に係る財務諸表の作成に関しては、第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附則（平成二〇年九月三〇日国土交通省令第八〇号）

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

# 附則（平成二一年四月一日国土交通省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年四月二八日国土交通省令第三八号）

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

# 附則（平成三一年三月二九日国土交通省令第一五号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の自動車道事業会計規則及び鉄道事業会計規則の規定は、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例によることができる。

##### ３

前項の規定にかかわらず、第一条のうち自動車道事業会計規則別表第二第３号の２様式の改正規定及び第二条のうち鉄道事業会計規則別表第二第三号表の二の改正規定中収益認識に関する注記に係る部分は、平成三十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。  
ただし、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、改正後のこれらの規定を適用することができる。

* 勘定科目
* １  
  自動車道事業者が他の事業を営む場合において、これらの事業に関連する収益及び費用は、これを適正な基準により各事業に配分して計上すること。
* ２  
  自動車道事業者が他の事業を営む場合において、これらの事業に関連する資本的支出は、これを適正な基準により各事業に配分して計上すること。
* ３  
  「関係会社」とは、会社計算規則第２条第３項第２２号の関係会社をいう。
* ４  
  関係会社に対する金銭債権又は金銭債務は、他の金銭債権又は金銭債務と区分できるよう整理すること。  
  ただし、証券取引法（昭和２３年法律第２５号）第２４条第１項の規定による有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない大会社（以下「有報提出大会社」という。）については、関係会社に対する金銭債権又は金銭債務を、その金銭債権若しくは金銭債務が属する科目ごとに又は２以上の科目について一括して整理することができる。
* ５  
  取締役、執行役又は監査役との間の取引による取締役、執行役及び監査役に対する金銭債権又は金銭債務は、他の金銭債権又は金銭債務と区分できるよう整理すること。
* ６  
  当該事業年度の事業税として支払うべき額を納税充当金に計上する場合には、その額を法人税等又は租税公課に計上することとし、前事業年度の事業税を当該事業年度の費用として支出した場合には、その支出額を租税公課に計上すること。  
  ただし、税効果会計を適用する場合には、利益に関連する金額を課税標準として課される事業税の額を法人税等に計上すること。
* ７  
  流動資産のうち、営業取引によつて生じた金銭債権以外の金銭債権で当初の履行期が１年を超えるもの又は超えると認められたもの、決算期後１年以内に償還期限の到来する債券で当初の償還期限が１年を超えるもの（市場価格があるもので時価の変動により利益を得る目的で保有するものを除く。）及び費用の前払で当初１年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資その他の資産に計上することができる。
* ８  
  会社計算規則第６条第２項第１号に規定する引当金は、負債の部に別に引当金の款を設けて計上することができる。  
  この場合においては、その計上の目的を示す適当な名称を付して整理すること。